

令和7年度芸術文化活動を支援する人材育成研修

「講演会及び個別の法律相談会」

アートにまつわる

権利のきほん Part4

【講演会】令和7年9月2日（火）13:30～15:30※受付13:00～

募集人数：50名程度 ※定員になり次第締切（無料）

【個別の法律相談会】（無料）

①令和7年9月2日（火）15:45～17:00 **定員：4名**

②令和7年9月3日（水）9:00～10:15 **定員：2名**

▶▶ ※相談は1人30分程度です。

講演会 & 法律 相談会

【講演会/法律相談会】

講師：三浦 友美（みうらともみ）氏

弁護士（広島弁護士会、田村法律事務所）

広島県アートサポートセンターひゆるる協力委員。法律の専門家の立場から、障がいのある人のアート活動に関する権利や意思確認についてアドバイスしています。

【法律相談会】

射場 和子（いばかずこ）氏

弁護士（愛媛弁護士会、ひめはな法律事務所）

法律の立場から、障がいのある方の権利保護などにもかかわっています。

令和 7 年度芸術文化活動を支援する人材育成研修「講演会及び個別の法律相談会」

アートにまつわる権利のきほん Part4

昨年度も好評を博した弁護士：三浦友美氏によるアート活動に関する権利についての研修 Part4 です。法律の専門家の立場から、障がい者アートを売買したり二次利用して販売する際に、売る側、買う側がそれぞれ押さえておくべきポイントや気をつけたいノウハウや事例を交えて具体的にご講話いただきます。又、今回は三浦弁護士に加えて、愛媛県在住の射場和子弁護士にご協力をいただき、個別の法律相談会を開催し、現場の方々の疑問や悩みの解決のサポートをしていきます。

【講演会】令和 7 年 9 月 2 日(火)13:30～15:30（受付 13:00～）◆講師：三浦友美氏

会 場：愛媛県身体障がい者福祉センター2 階 大会議室

参 加 費：無料 定員：50 名※先着順

【個別の法律相談会】◆担当弁護士：三浦友美氏、射場和子氏

① 令和 7 年 9 月 2 日(火)15:45～17:00 定員：4 名

② 令和 7 年 9 月 3 日(水) 9:00～10:15 定員：2 名

会 場：愛媛県身体障がい者福祉センター2 階 大会議室

対 象 者：講演会に参加者の内、希望される方 相談料：無料

募集人数：6 名程度

講演会で『障害のある方のアートに関する権利 Q&A ハンドブック』の冊子を使用します。これまで講演会に参加してお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方は当日配布します。(無料)

※相談内容により、愛媛県障がい者アートサポートセンターで相談者を選定し、相談日の日程調整・担当弁護士の決定を行います。

【申込方法】別紙申込用紙に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールでお申し込みください。

申込用紙は愛媛県障がい者アートサポートセンターのホームページからダウンロードできます。

申込締切：令和 7 年 7 月 31 日(木)

【主催】愛媛県、愛媛県障がい者アートサポートセンター

【お問合せ・申込先】

〒790-0843 松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号

愛媛県障がい者アートサポートセンター

TEL:089-924-2170 FAX:089-996-8116

Mail:art-support@ehime-swc.or.jp